

富士河口湖町宿泊税制度(案)について

令和8年1月22日
富士河口湖町 観光課
税務課

はじめに

1. 宿泊税の検討経緯
2. 富士河口湖町宿泊税制度(案)
3. 使途について
4. 事業者補助について
5. 今後想定されるスケジュール

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、地域経済活動の縮小が懸念される中、交流人口の拡大を通じて地域経済に大きな効果をもたらす観光振興の重要性は、これまで以上に高まっています。

富士河口湖町においても、健全な財政運営の推進を図るため、町税等の徴収率向上やふるさと納税制度の活用などにより、安定的な財源の確保に努めてきました。しかしながら、今後は人口減少やそれに伴う税収の減少などにより、自主財源の縮小が見込まれています。一方、本町が将来にわたり魅力あふれる観光地として持続的に発展していくためには、観光施策の一層の充実が不可欠であり、受入環境の整備や観光事業の強化など、多様化・高度化する観光ニーズや価値観への対応が重要な課題となっています。これらの課題に的確に対応していくためには、新たな観光財源の確保が必要であることから、観光関係者や有識者等で構成する「富士河口湖町宿泊税検討委員会」を設置し、新たな観光財源の一つとして宿泊税の導入について検討を進めてきました。

検討委員会においては、宿泊税導入の妥当性をはじめ、その目的や使途、課税要件等について、先行して制度を導入している自治体の事例や各種アンケート調査の結果などを踏まえ、慎重かつ丁寧に議論を重ねてきました。その結果、令和8年1月に「宿泊税制度を早期に導入するように」との提言が提出されました。町としましては、この答申を踏まえ、町民の皆さまから広くご意見を募集するとともに、寄せられたご意見を十分に考慮したうえで、今後の町の政策決定に活かしていきたいと考えています。

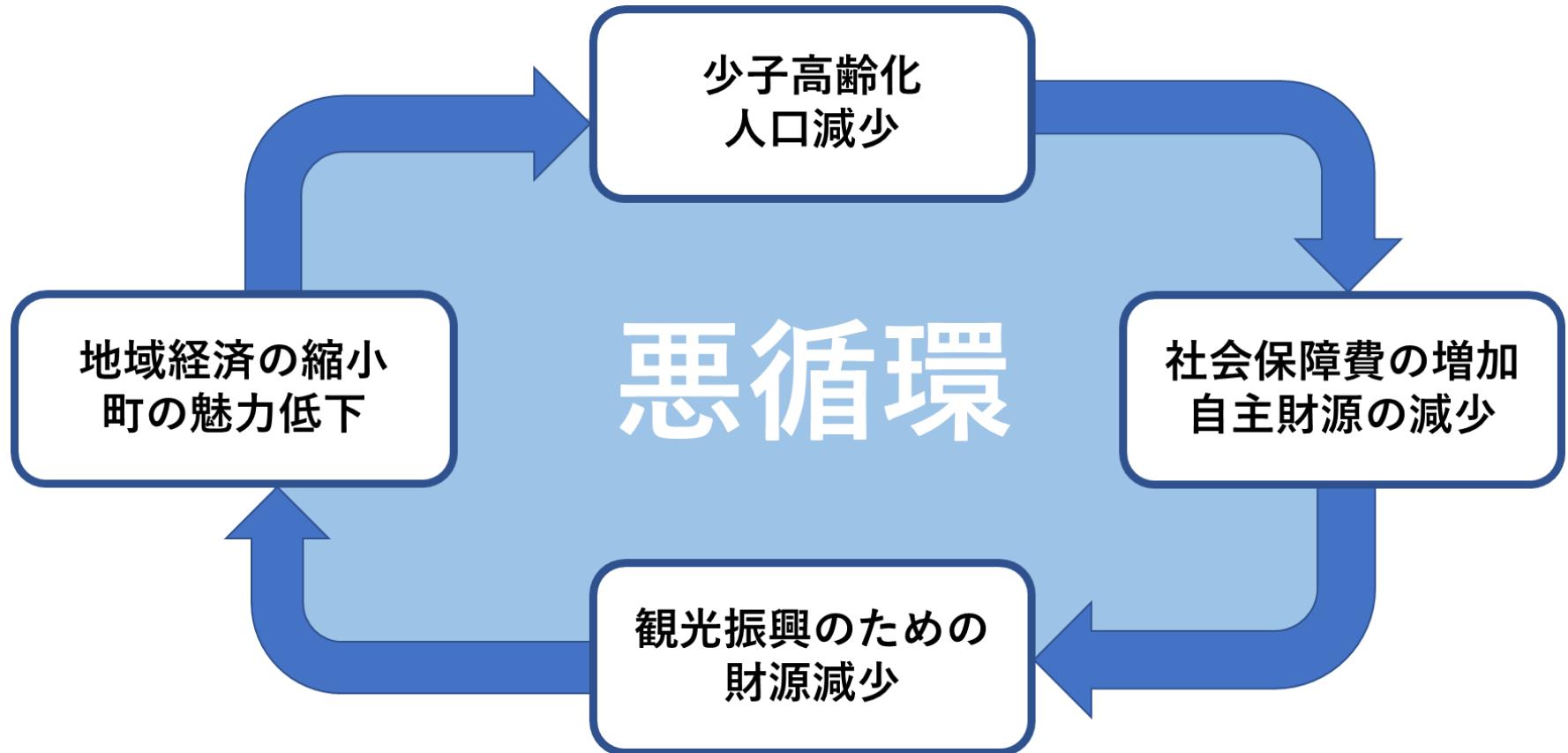
1. 宿泊税の検討経緯

①町を取り巻く課題（宿泊税の導入の背景）

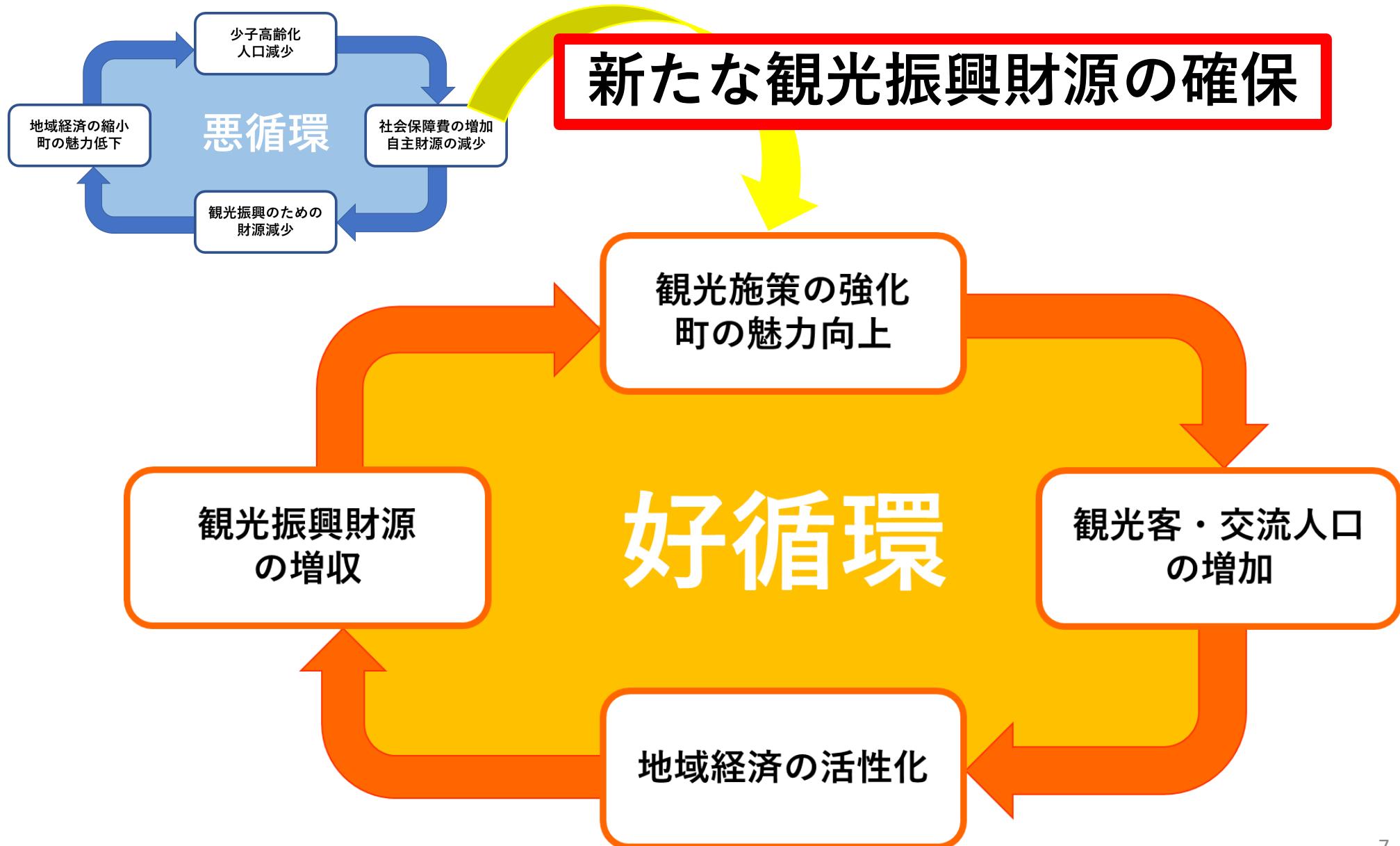
- 町の総人口は長期的には減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。
令和7年には総人口27,000人（高齢化率：26.3%）ですが、10年後の令和17年には総人口25,729人（高齢化率：32.5%）まで減少すると見込まれており、生産齢人口も2010年以降、減少傾向が続いています。
- 少子高齢化に伴う人口減少や高齢化率の上昇により、地方税収の減少が懸念されています。
一方で、高齢化の進行により、社会保障関係費は高止まりの傾向にあります。
- こうした背景を踏まえ、町では健全な財政運営を推進するため、町税等の徴収率向上やふるさと納税制度の活用などにより、安定的な財源確保に努めてきましたが、将来的には自主財源の減少が見込まれています。
- 一方、国内観光客数が減少する中で、訪日外国人旅行者は増加しており、観光地間の競争は一層激しております。
観光地としての魅力向上の必要性がこれまで以上に高まっています。
- 富士河口湖町が今後も魅力あふれる観光地として発展していくためには、観光振興や観光まちづくりを通じた観光産業の活性化に取り組んでいく必要があり、そのための新たな観光振興財源の確保が必要であると考えています。

なぜ観光振興財源の導入検討が必要なのか（再確認）

今後、町を取り巻く課題



1.宿泊税の検討経緯



1.宿泊税の検討経緯

②宿泊税の検討経過

平成31(2019)年3月	新たな観光財源（宿泊税）の検討を明記した「第2次観光立町推進基本計画（前期計画）」を策定
令和6(2024)年3月	前期計画を引継ぎ、新たな観光財源（宿泊税）の検討を明記した「第2次観光立町推進基本計画（後期計画）」を策定
令和6(2024)年5月	町長会見で宿泊税の導入時期（2026年度内）について言及、町役場内に宿泊税の導入を検討する作業部会を設置
令和7(2025)年2月	町長会見で宿泊税の導入時期（2027年4月）について再度言及
令和7(2025)年6月17日	観光事業者向け宿泊税セミナーを開催（第1回）
令和7(2025)年6月～8月	町内宿泊事業者へ向け「宿泊税導入の検討に関するアンケート」の実施
令和7(2025)年7月29日	第1回富士河口湖町宿泊税検討委員会を開催
令和7(2025)年9月9日	第2回富士河口湖町宿泊税検討委員会を開催
令和7(2025)年10月15日	観光事業者向け宿泊税セミナーを開催（第2回）
令和7(2025)年11月8・9日	富士河口湖町観光実態調査（観光ニーズ調査）の実施
令和7(2025)年11月10日	第3回富士河口湖町宿泊税検討委員会を開催
令和8(2026)年1月15日	第4回富士河口湖町宿泊税検討委員会を開催

宿泊税検討委員会において、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに慎重な議論を重ねた結果、「**同制度を早期に導入するよう**」提言を受けました。

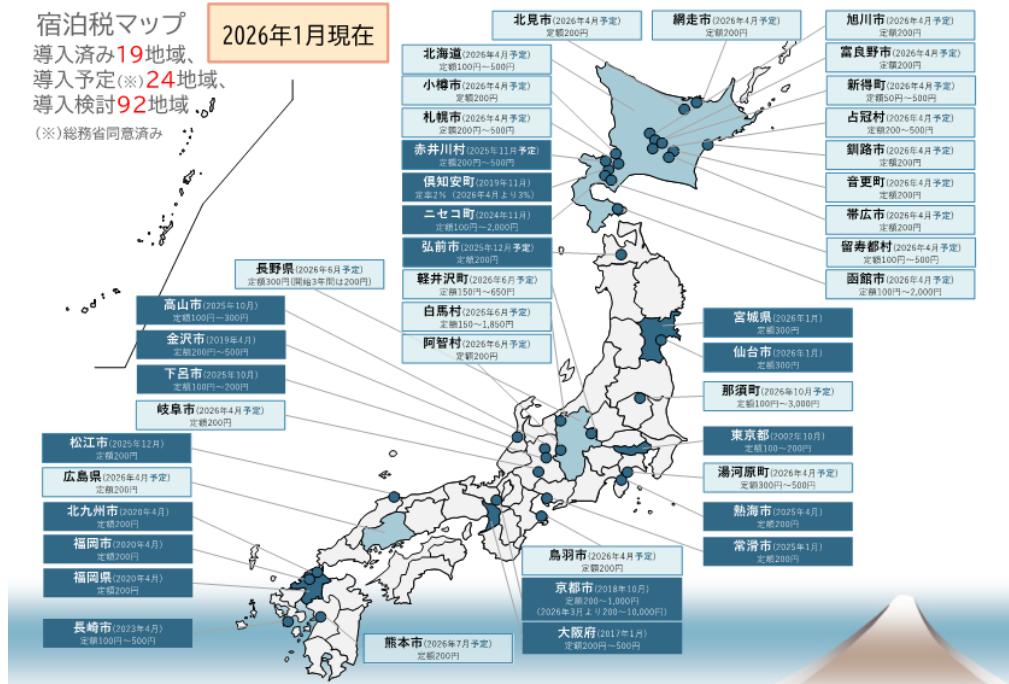
1.宿泊税の検討経緯

③宿泊税とは

「宿泊税」は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する方に対して課税される法定外目的税です。観光振興のための財源として、全国で19自治体(令和8年1月現在)が導入しており、これに加えて今後導入を予定している自治体は24あります。現在多くの自治体において導入に向けた検討が進められており、宿泊税は今後、全国的に導入団体がさらに広がっていくことが見込まれています。

※法定外目的税

目的税は特定の目的に使われる税です。目的税のうち地方税法には定めがなく、自治体で制定する条例を根拠に徴収する税を「法定外目的税」と言います。



宿泊税導入・検討状況 (令和7 (2025) 年9月現在)

- 導入済自治体… 12自治体
- 導入予定自治体… 23自治体
- 条例制定済・総務省協議中… 7自治体
- 導入検討… 92自治体

共同通信社 全国自治体首長アンケートより

④宿泊税導入についての基本的な考え方

- ◆宿泊者への課税内容が明確であるか。
宿泊者が、課税内容を即時に把握し、納得を得られる方式であるか。

- ◆事業者への事務負担が軽減されているか。
申告事務等が煩雑とならず、簡易な方式であるか。
公平な事務負担が実現するか。

- ◆導入目的を安定的・継続的に達成されるか。
事業を推進するために、安定的かつ継続的に運営する方式であるか。

- ◆公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと。
法定外目的税の新設に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について
(平成15年11月11日付総税企第179号)

2. 富士河口湖町宿泊税の骨子(案)

2.富士河口湖町宿泊税の骨子（案）

①税制度骨子(案)と町の考え方

項目	要件	考え方
課税客体	町内に所在する宿泊施設 (民泊含む)への宿泊行為	
課税標準	宿泊施設への宿泊数	課税の公平性を担保するためには、課税客体（宿泊者の宿泊行為）の確実な捕捉が必要であることから、宿泊者名簿の備付や保存義務が課されている旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊施設への宿泊者を納税義務者とする。
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付	宿泊事業者、または宿泊税の徴収に便宜を有する者による特別徴収とし、旅館業法及び住宅宿泊事業法に規定する宿泊事業者を特別徴収義務者とする。
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者	（宿泊事業者等が宿泊者から税を徴収し、町に納入する方法）
申告期限	毎月末までに、前月の初日から末日分を申告納付	毎月の申告納付を基本とするが、負担軽減の観点から特例措置（3か月まとめての申告納付）も検討する。

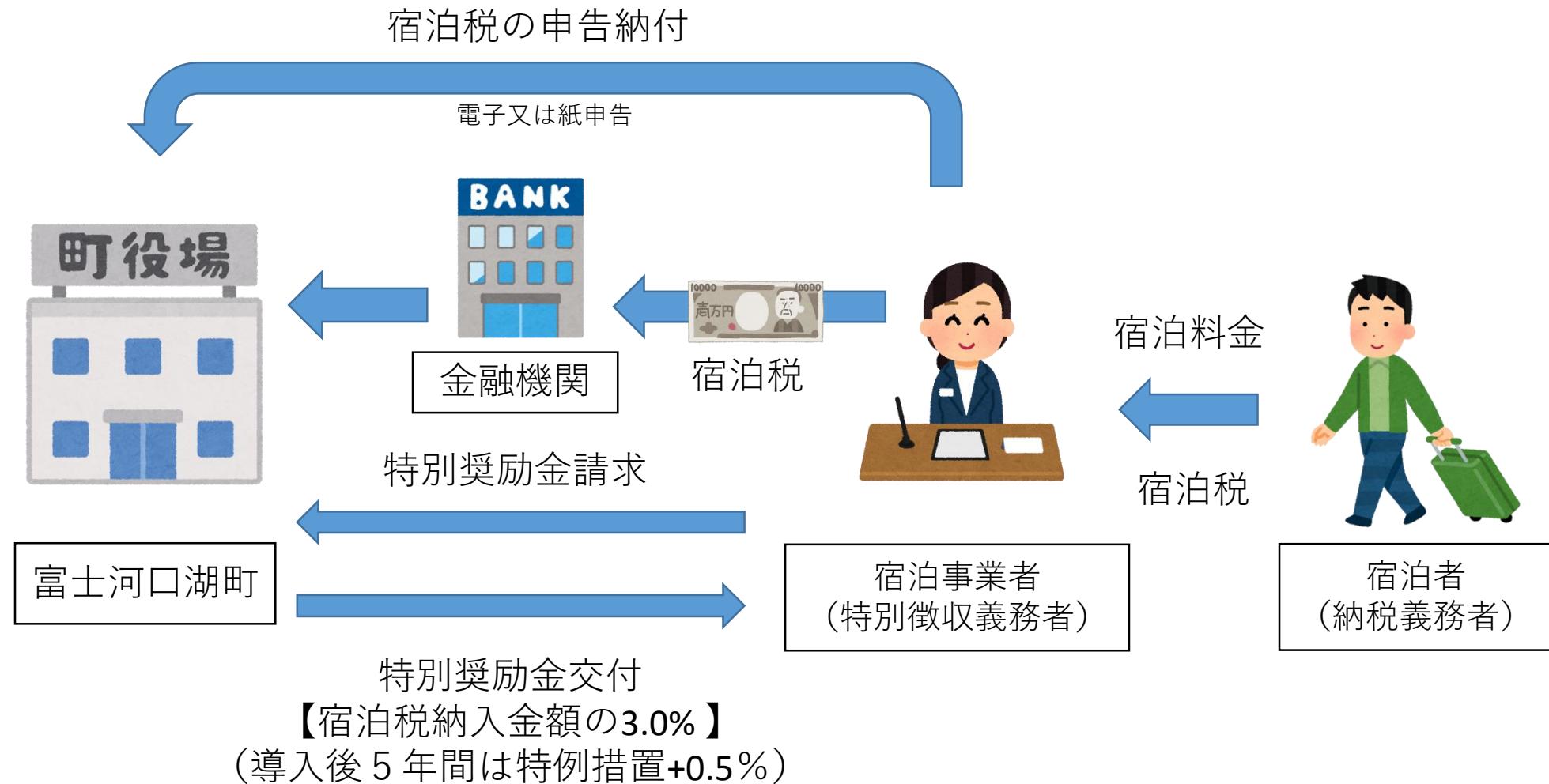
2.富士河口湖町宿泊税の骨子（案）

①税制度骨子(案)と町の考え方

項目	要件	考え方
税額 (税率)	宿泊者1人1泊あたり 定額200円	アンケート結果からの回答が最も多く、町内宿泊施設は、ホテルや旅館、民宿、コテージなど多岐にわたり特別徴収義務者の事務負担が最も少ないとから、宿泊施設での徴収において混乱を緩和出来る。
免税点	設けない	先行自治を参考に、旅行者に対し、公共サービスは全体的に享受されることから、金額ではなく宿泊者全体にご負担いただく考えのほか、特別徴収義務者の事務負担軽減を目的に免税点は設けない。
課税免除	修学旅行その他学校行事	先行導入自治体を参考に、修学旅行は学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であり、年少者の健全育成に資するものであり、公益性の観点から免除としたい。
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	地方税法等における法定外目的税に対する罰則が適用される。例としては、申告がなされない場合に町が税務調査をして税額を決定する。その調査を拒否した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される規定が適用となる。
見直し期間	原則5年ごとに見直し	先行導入自治体を参考に一定期間での見直しを検討。
特別奨励金	3.0% (導入後5年間は 特例措置+0.5%)	先行導入自治体を参考に導入後5年は宿泊税に対する負担も大きいことから特例措置の導入を検討。上限額については現在検討していない。

2. 富士河口湖町宿泊税の骨子（案）

②宿泊税取り扱いの流れ

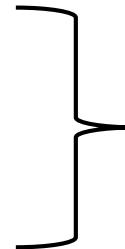


3. 使途について

3.使途について

- ・持続可能な観光地を形成するためには、「観光地」を「マネジメント」していくという意識が必要。
- ・その際には、

- 来訪者視点
- 事業者視点
- 地域社会視点
- 環境・文化視点



「観光地をマネジメント」する4つの視点

をバランスよく掛け合わせた取組みを、戦略的に実施することが重要となる。

観光地マネジメントのための「VICEモデル」



「観光地」を「マネジメント」する4つの視点：内容の例

・来訪者視点：観光客の体験価値の向上・維持

- 例)
 - ・観光客に対する魅力ある体験を創出し、ブラッシュアップする
 - ・受け入れ環境を整え、来訪者にとっての快適性、利便性、安心感を高める
 - ・来訪者の属性や行動、意識などをデータを元に的確に把握し、それに応じた体験を提供することで、満足度や再来訪意向を高める

・事業者視点：持続的な観光産業の構築

- 例)
 - ・提供されるサービスの多様化、高付加価値化を実現し、観光産業としての持続性を高める
 - ・サービスの基本となる働き手を確保し、長期的視点を持って育成し定着を図る
 - ・現場にAIをはじめとする技術導入を図り、効率性と生産性を向上する

・地域社会視点：観光と地域社会の共存・町民生活の向上

- 例)
 - ・観光客増加に伴う生活への悪影響を軽減することで、地域住民の観光に対する理解と受容力を向上させる
 - ・観光客だけでなく、地域住民も利用できる社会インフラ（交通など）を整備する

・環境・文化視点：地域固有の価値の保全・継承

- 例)
 - ・観光客にとっての魅力の源泉であり、地域のアイデンティティの核となる地域資源（自然、景観、文化、歴史）を保全し、次世代に引き継いでいく

3. 使途について

▶富士河口湖町における今後必要となる観光振興への取り組み例（宿泊税使途）

視点				その他	想定される主な新規・拡充事業
観光客の体験価値の向上・維持	持続的な観光産業の構築	観光と地域社会の共生・町民生活の向上	地域固有の価値の保全・継承		
<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		新たな誘客イベントの開催、既存イベントの質向上
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				観光関連施設(観光インフラ)の整備
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			受入環境整備
<input type="radio"/>					デジタルの活用（観光案内デジタル化、観光MaaS 等）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				市場調査、市場分析
<input type="radio"/>					国内・国外へ向けた観光客誘致、プロモーション
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			観光防災対策
	<input type="radio"/>				事業者の高付加価値化支援
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			観光公害（オーバーツーリズム）対策
<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			二次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築
			<input type="radio"/>		観光資源に対する環境保全事業
				<input type="radio"/>	課税コスト（システム保守改修、広報経費、手数料）
				<input type="radio"/>	宿泊税周知事業、宿泊施設説明用多言語リーフレット、充当事業説明資料
				<input type="radio"/>	宿泊事業者支援（奨励金）
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		プラスαの町独自の事業（施策）の展開

3. 使途について

▶富士河口湖町における今後必要となる観光振興への取り組み例（宿泊税使途）

想定される主な新規・拡充事業	財政需要額 (概算額)
新たな誘客イベントの開催、既存イベントの質向上	10千万円
取り組み例) 各種イベントへの補助、ナイトタイムエコノミー 等	
観光関連施設(観光インフラ)の整備	10千万円
取り組み例) 観光案内所整備、ウォーキングトレイル整備、観光客利用道路（遊歩道含）整備、公衆トイレ整備 無電柱化 等	
受入環境整備	5千万円
取り組み例) 観光HPの機能強化、観光パンフレット（マップ）、交通機関や観光施設のリアルタイム情報の発信 等	
デジタルの活用（観光案内デジタル化、観光MaaS 等）	1千万円
取り組み例) 観光パンフレット（マップ）のデジタル化、動画や音声を用いた観光案内、観光MaaS 等	
市場調査・分析	1千万円
取り組み例) 位置情報を用いたニーズ調査や動線調査、消費額調査 等	
国内・国外へ向けた観光客誘致、プロモーション	2千万円
取り組み例) HPやSNSによるコンテンツの作成・発信、旅行会社等による情報提供 等	
観光防災対策	5千万円
取り組み例) 外国語へ対応した安全マップの作成、宿泊施設への備蓄食料提供や町避難所の受入設備等の充実 等	
事業者の高付加価値化支援	5千万円
取り組み例) デジタル化やキャッシュレス化、バリアフリー化対応支援、多言語化・多様化に対する支援、ユニバーサルデザインの導入、観光従事者確保支援 等	

3.使途について

►富士河口湖町における今後必要となる観光振興への取り組み例（宿泊税使途）

想定される主な新規・拡充事業	財政需要額 (概算額)
観光公害（オーバーツーリズム）対策	10千万円
取り組み例）観光客の一極集中解消（分散化）への対策、観光公害発生時の地域対応 等	
二次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築	5千万円
取り組み例）路線バスの新規路線の設定や本数の充実化、ライドシェア、乗合タクシー、自動運転バス 等	
観光資源に対する環境保全事業	10千万円
取り組み例）町の重要な観光資源である景観保全や自然環境保全、生活環境保全 等	
課税コスト（システム保守改修、広報経費、手数料）	0.5千万円
取り組み例）課税に伴うシステム改修費や広報経費、手数料 等	
宿泊税周知事業、宿泊施設説明用多言語リーフレット、充当事業説明資料	0.5千万円
取り組み例）宿泊税周知のための事業費、宿泊施設における宿泊者への多言語説明資料の作成費、宿泊税充当事業説明のための印刷費用 等	
宿泊事業者支援（奨励金）	3千万円
取り組み例）特別徴収事務に対する経費の一部を支援費用	
プラスαの町独自の事業（施策）の展開	+α
取り組み例）富士河口湖町の観光マネジメントを目的としたDMOの設立、観光拠点の整備、湖・山のアクティビティの構築、災害やパンデミックへの対応 等	

使途については、富士河口湖町第3次観光立町推進基本計画において、詳細を整理・検討していく。

4. 事業者補助について

(1) 特別徴収義務者奨励金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する奨励金。すべての先行導入自治体において実施。

特別奨励金：納期限納入額の3.0%（導入後5年間は特例措置 + 0.5%）

⇒ 納期内納付を促すため、納期限に納入した場合に特別徴収交付金を交付することとします。

(2) システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限 50 万円（補助率1/2）

5. 今後想定されるスケジュール

5.今後想定されるスケジュール

時期	内容
令和8(2026)年 1月	
2月	
3月	条例案上程（3月議会） 総務省協議開始



（パブリックコメント）

（2026年度以降に想定される主な流れ）

2026年4月 総務省協議（3月から引き続き実施）

2026年7月以降 宿泊事業者への実務説明会
旅行者等への周知開始
特別徴収義務者登録募集

2027年4月 宿泊税条例の施行（宿泊税の課税開始）
宿泊税を活用した事業の実施